

後期高齢者医療制度において資格証発行を行わないことを求める意見書

今年4月に始まった後期高齢者医療制度では、保険料を一年以上滞納した高齢者から保険証を取り上げる仕組みが導入された。舛添厚生労働大臣は12月5日の衆議院予算委員会で、18の広域連合からの報告を集計した結果、年金から天引きされない後期高齢者（月の年金額が1万5千円未満の低所得の人など）の8.4%が滞納していることを明らかにした。

低所得の人は全国で200万人程度とみられることから、このデータから推計すると滞納者は十数万人に上る可能性がある。

後期高齢者医療制度が出来るまでは、滞納していても75歳以上の高齢者から保険証を取り上げることは法律で禁止していた。しかし、新制度では、法律によって保険証の取り上げが可能となったのである。

保険証を取り上げられた高齢者には資格証明書が発行されるが、医療機関の窓口では、医療費を全額支払わなければ受診できず、お金がなければ医療を受けることが出来なくなる。このままでは大量の75歳以上の無保険者が生み出されることになり、このことは高齢者を医療から排除するものである。高齢者からの保険証の取り上げは命に直結するものであり、決して容認できるものではない。

よって、町田市議会は、政府に対し、後期高齢者医療制度において、機械的に資格証の発行を行わないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。